

令和 4 年度以降の松戸市虐待防止条例に係る 新たな取組について

松戸市虐待防止連携推進会議

令和 4 年 8 月 5 日（金）

令和4年度以降の 取組内容

1. 令和4年度 事業予定
2. 松戸市パートナー講座（出前）
3. 松戸市虐待防止条例市民向け研修会
4. 啓発活動

1. 令和4年度 事業予定

項目	目的	取り組み内容
予防	広報・啓発	○令和3年度「広報まつど」の活用
		○ポスター・チラシの作成及び配布
		○普及啓発グッズの作成及び配布
		○松戸市パートナー講座の開催
		○ホームページ、SNSでの情報発信
対応	多機関連携	○各ネットワークの会議に双方で出席
		○担当者レベル会議での情報共有、検討
		○合同勉強会・研修会の開催

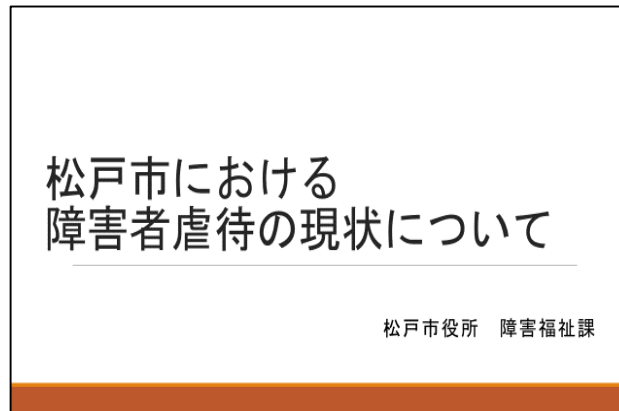
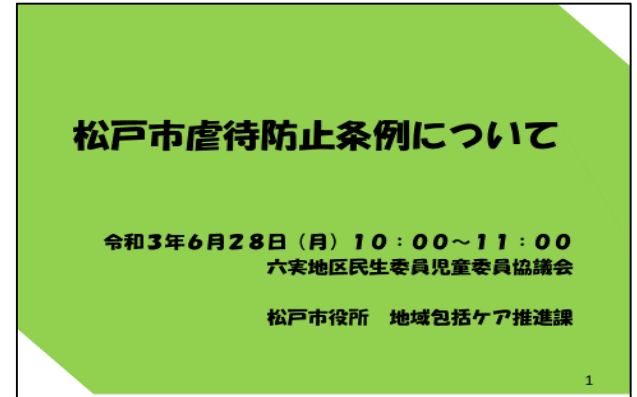
2. 松戸市パートナー講座（出前講座）

○実施予定

- ・ 令和4年9月：千葉県看護協会登録病院の
看護職対象
- ・ 令和4年11月：市内事業所向け

○内容

1. 松戸市虐待防止条例について
2. 児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待の現状について



3. 松戸市虐待防止条例市民向け研修会

【目的】 虐待防止に関する、市民の知識の普及啓発、意識の醸成を進め、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつの実現を目指す。

【日時】 令和5年2月22日（水） ※予定

【対象】 市内在住の方 ※定員150名程度（感染状況による）

【会場】 市民劇場

【講師】 ななつぼし法律事務所 所長 神保 正宏氏
NPO法人 こども支援センター つなぐ

4. 啓発活動

【令和3年度より継続実施】

- 広報まつど特集号の活用
- ポスター・チラシの配布、QRコードの活用
- 新たな啓発物品の作成やイベント等での配布
- ホームページ・SNSの活用
- 松戸市パートナー講座の開催や周知による利用促進

【今後の方向性】

- 相談・通報窓口、通報者保護の原則、通報を支援のきっかけとすることを、地域住民及び支援機関等へより一層周知する